

大阪市エレベーター防災対策改修補助事業

補助金申請の手引き

令和8年4月

大阪市計画調整局建築指導部建築確認課（設備担当）

大阪市エレベーター防災対策改修補助事業

この事業は、大阪市内に存する共同住宅に設置されているエレベーターの防災対策の改修を促進し、もって市民の安全確保を図るため、エレベーターの防災対策の改修工事を行う所有者に対し、大阪市がその工事に要した費用の一部を補助するものです。

1. 受付期間・実績報告期限

<受付期間> 令和8年4月1日（水）から令和8年12月18日（金）

<実績報告期限> 令和9年2月26日（金）まで

2. 補助対象について

<補助対象となる方>

エレベーターの防災対策改修を行う**共同住宅の所有者**

（分譲マンションの場合は管理組合）

注意

- ・分譲マンションにあつては、補助事業を行うことについて管理組合等の議決を経て下さい。
- ・建築物の所有者が複数名いる時は、代表者1名に委任し、申請を行ってください。
- ・国、地方公共団体が所有する共同住宅、又は国、地方公共団体の設立、出資に係る法人が所有する共同住宅は対象外です。

<補助対象エレベーター>

- ① 平成26年3月31日以前に建てられた建築物に設置されているもの。
- ② 延べ面積の合計が1,000㎡以上の建築物に設置されているもので、専ら共同住宅の用に供するもの（エレベーターが共同住宅以外の用途の階にも停止する場合、当該エレベーターの停止階の床面積の合計のうち、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が過半となっているものに限る。）。
- ③ 長期修繕計画又は維持保全計画が作成された建築物であり、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定している建築物に設置されているもの。
- ④ 構造躯体が地震に対して安全な構造の建築物（耐震改修により、構造躯体が地震に対して安全な構造となることが確実であるものを含む。）に設置されているもの。

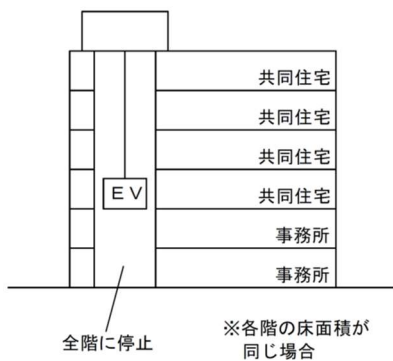
②の“専ら共同住宅の用に供するもの”とは？

共同住宅とその他の用途との複合建築物に設置されているエレベーターについては、そのエレベーターが停止する階の床面積が

共同住宅の用途の床面積の合計 > 共同住宅以外の用途の床面積の合計

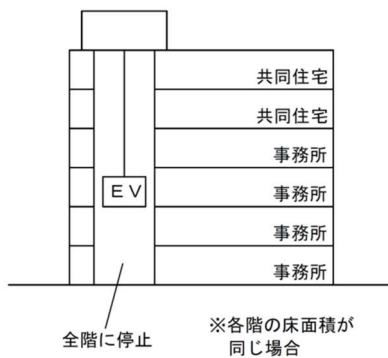
となっているエレベーターが本市の補助事業の対象です。

例.



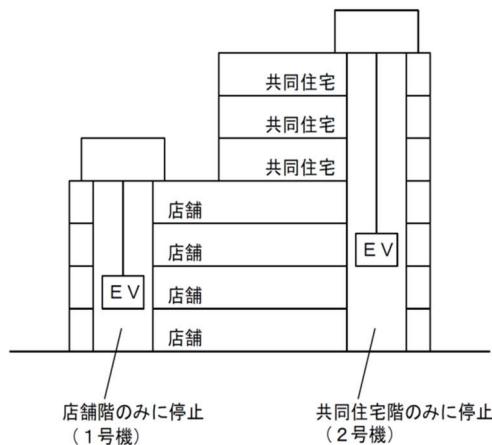
- ・延べ面積の合計が 1,000 m²以上の複合建築物
- ・エレベーターの停止階の床面積の合計が
共同住宅の用途 > 事務所の用途
の左記のエレベーター

⇒対象



- ・延べ面積の合計が 1,000 m²以上の複合建築物
- ・エレベーターの停止階の床面積の合計が
共同住宅の用途 < 事務所の用途
の左記のエレベーター

⇒対象外



- ・延べ面積の合計が 1,000 m²以上の複合建築物
の左記のエレベーター

- 1号機は停止階の床面積の合計が
共同住宅の用途 (= 0 m²) < 店舗の用途
- 2号機は停止階の床面積の合計が
共同住宅の用途 > 店舗の用途 (= 0 m²)

⇒ 1号機は対象外

2号機は対象

＜補助対象工事＞ エレベーターの**防災対策改修工事**

注意

- ・建築基準法第6条第1項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認を要するエレベーターの工事でないこと。
- ⇒確認申請が必要なエレベーターの新設工事やリニューアル工事は対象外です。

補助対象となるエレベーターの防災対策とは？

① P波感知型地震時管制運転装置の設置

初期の微振動（P波）を感知して、本震（S波）が到達する前にかごを最寄り階に自動着床させる装置の設置。

② 主要機器の耐震補強措置

地震時にロープが揺れ、昇降路内の突出物へ絡まることや、駆動装置等の転倒を防ぐ措置。

③ 戸開走行保護装置の設置

駆動装置やブレーキに故障が生じ、エレベーターの乗場の戸が閉まる前にかごが昇降することを防ぐ装置の設置。

④ 釣合おもりの脱落防止措置

釣合おもりがおもり枠から外れ、落下することを防ぐ措置。

⑤ 主要な支持部分の耐震化

「主要な支持部分」である主ロープやガイドレール等について、構造耐力上の安全性を確保したものにする。

⑥ リスタート運転機能の追加

地震時管制運転により最寄り階へ着床する前に何らかの要因で安全装置が作動し、エレベーターが停止しても、その後、安全装置が正規の状態に復帰したことが確認できた場合には、かごを最寄り階に着床させて戸を開くことにより、閉じ込めを解消する機能の追加。

⑦ 自動診断・仮復旧運転機能の追加

地震時管制運転により、かごを最寄り階に着床させ、運転を停止した後にエレベーター機器の破損等の危険性を機械的に判断し、仮復旧させる機能の追加。

注意

- ・①～⑤の防災対策の全部又は一部を実施する場合、改修の結果、当該エレベーターが当該改修工事の着手時点の建築基準法施行令の規定に適合すること。
- ・⑥、⑦の防災対策を実施する場合、当該防災対策を講じたエレベーターが当該改修工事の着手時点の建築基準法施行令の規定に適合すること。

補助対象となるエレベーターの防災対策(概要図)

【防災対策改修の例】

① 地震時管制運転装置の設置

初期の微振動(P波)を感知して、本震(S波)が到達する前にかごを最寄り階に自動着床させる装置。

② 主要機器の耐震補強措置

地震時にロープが揺れ、昇降路内の突出物へ絡まることや、駆動装置等の転倒を防ぐ措置。

③ 戸開走行保護装置の設置

駆動装置やブレーキに故障が生じ、エレベーターの乗場の戸が閉まる前にかごが昇降することを防ぐ装置。

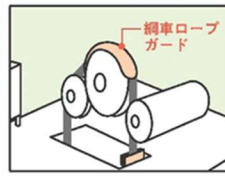
④ 釣合おもりの脱落防止措置

釣合おもりがおもり枠から外れ、落下することを防ぐ措置。

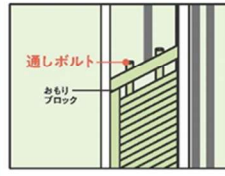
⑤ 主要な支持部分の耐震化

「主要な支持部分」である主ロープやガイドレール等について、構造耐力上の安全性を確保したものにす。

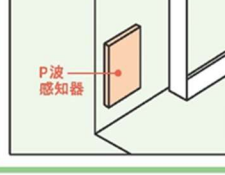
② 巻上機の綱車からのロープはずれ防止



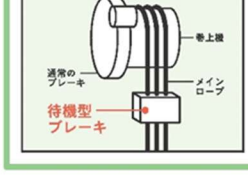
④ 釣合おもりの脱落防止措置



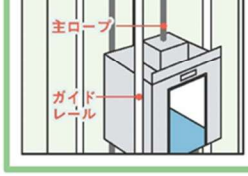
① 地震時管制運転装置の設置



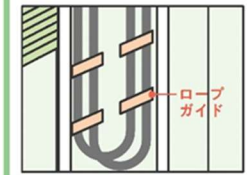
③ 戸開走行保護装置の設置



⑤ 主要な支持部分の耐震化



② ロープの絡まり防止



機械室ありエレベーターの例

⑥ リスタート運転機能のイメージ



地震時管制運転により最寄り階へ着床する前に何らかの要因で安全装置が作動し、エレベーターが停止しても、その後、安全装置が正規の状態に復帰したことが確認できた場合には、かごを最寄り階に着床させて戸を開くことにより、閉じ込めを解消する機能

⑦ 自動診断・仮復旧運転機能のイメージ



地震時管制運転により、かごを最寄り階に着床させ、運転を停止した後にエレベーター機器の破損等の危険性を機械的に診断し、仮復旧させる機能

3. 補助金額等について

< 補助金額 > **補助事業の対象となる経費×23%**

※千円未満の端数は切り捨てとなります。

※補助事業の対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

< 補助限度額 > 1台につき、次の額

①～⑤：273万1千円

⑥、⑦：86万2千円（①と併せて実施する場合は71万8千円）

4. 申請・相談・問い合わせ先

大阪市 計画調整局 建築指導部 建築確認課
設備担当（⑨番窓口）

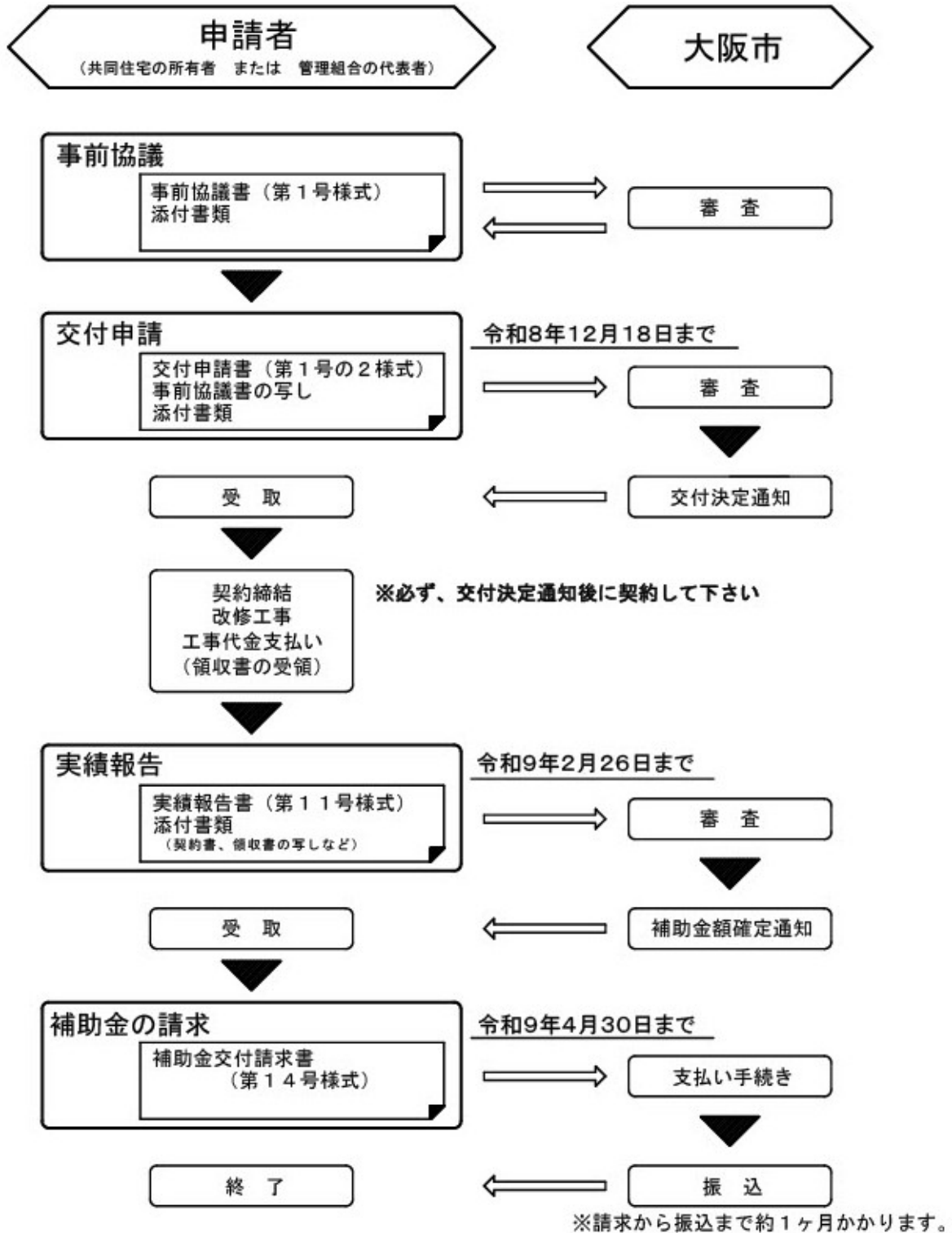
住 所：〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所3階）

電 話：06-6208-9304

ファックス：06-6202-6960

5. 手続きの流れ



※申請内容について変更がある場合（補助金額等）は、別途変更の手続が必要になります。
※補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、補助金額確定通知を受けた日から5年間保存して下さい。

第1号様式（第5条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

（申請者が法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

住所 大阪市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

氏名 〇〇マンション管理組合

大阪 太郎

電話番号 (〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

大阪市エレベーター防災対策改修補助金事前協議書

補助金の交付について、大阪市エレベーター防災対策改修補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、事前協議します。

記

補助事業の名称	大阪市エレベーター防災対策改修補助事業
補助事業の対象となる建築物の所在地	大阪市〇〇区〇〇 〇丁目〇〇-〇〇
対象者要件 (すべて該当)	<ul style="list-style-type: none">■ 防災対策の改修を行う建築物の所有者（区分所有建築物の場合は、対象事業を行うことについて総会決議等をした当該建築物の管理組合）□ 大阪市に住所を有することによって課税される市民税又は法人市民税並びに補助事業の対象となる建築物の固定資産税及び都市計画税を滞納していない者（管理組合は除く。）■ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではない者■ 反社会的勢力と自ら若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係、あるいは反社会的勢力に対して資金等を提供するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係を有しない者

該当する項目の □ 欄をチェック又は塗りつぶしてください

大阪市エレベーター防災対策改修補助事業

事前協議（第5条関係）添付書類チェックリスト

第5条第1項該当項目		提出書類
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> 図面	<input checked="" type="checkbox"/> 付近見取図 <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 立面図 <input checked="" type="checkbox"/> 断面図
(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書	<input checked="" type="checkbox"/> 工事工程表 <input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書（概要） <input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書（費用）
(3)	<input checked="" type="checkbox"/> 登記簿謄本	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の登記簿謄本
(4)		<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本（建築物の所有者が法人の場合のみ）
(5)	<input type="checkbox"/> 納税証明書	<input type="checkbox"/> 市税（市民税、固定資産税及び都市計画税）の納税証明書（補助事業者が管理組合の場合を除く。） <div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請年度の前年度のもの又は、申請年度の納税証明書で、未納額（納期限未到来を含む）が0円であるもの ・ 所有者が複数名の場合は、所有者全員の納税証明書が必要（建築物の所有者が複数名いる時は、代表者1名に委任した委任状が必要） </div>
(6)	<input checked="" type="checkbox"/> 区分所有建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類
(7)		<input checked="" type="checkbox"/> 管理組合の代表者であることを証する書類
(8)	<input checked="" type="checkbox"/> 既存建築物の状況確認書類	<input checked="" type="checkbox"/> 検査済証の写し
(9)		<input type="checkbox"/> 建築計画概要書の写し（検査済証が無い場合） <input type="checkbox"/> 既存建築物状況報告書（検査済証が無い場合） ※大阪府内建築行政連絡協議会ホームページよりダウンロードしてください。 <input type="checkbox"/> 耐震診断書の写し（旧耐震の場合）
(10)	<input checked="" type="checkbox"/> 既存エレベーターの法適合性確認書類	<input checked="" type="checkbox"/> 検査済証の写し（エレベーター） <input checked="" type="checkbox"/> エレベーターの定期検査報告書の写し（直近1年以内のものであること）
(11)	<input checked="" type="checkbox"/> 防災対策の改修内容及びエレベーターの構造確認書類	<input checked="" type="checkbox"/> 防災対策の改修内容が確認できる図面等 <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター設計書、強度計算書、機器図、大臣認定書の写し等の確認申請図書と同等の図書
(12)	<input checked="" type="checkbox"/> 見積書	<input checked="" type="checkbox"/> 防災対策の改修に必要な工事費の見積書（補助対象の内訳が明確になるもの）
(13)	<input checked="" type="checkbox"/> 長期修繕計画又は維持保全計画	<input checked="" type="checkbox"/> 長期修繕計画又は維持保全計画（エレベーターを修繕項目として設定しているもの）
(14)	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類)

事前協議書の添付書類で、ご準備いただいた書類の項目の 欄をチェック又は塗りつぶしてください

大阪市エレベーター防災対策改修補助事業 事業計画書（概要）

対象建築物の概要	
所有者	大阪 太郎
建築物名称	〇〇マンション
地名地番	大阪市 〇〇 区 〇〇 丁目〇〇
住居表示	大阪市 〇〇 区 〇〇 丁目〇〇
用途 (複合建築物の場合、記入)	
構造、階数	鉄筋コンクリート造 地上 11 階、
延べ面積	2135.75 m ²
確認済証	平成 20 年 5 月 8 日 第 〇〇〇〇 号
検査済証	平成 22 年 2 月 1 日 第 〇〇〇〇 号

同じマンションで複数台のエレベーターの交付申請をされる場合は、この事業計画書は台数分をご用意いただき、2 台目からはこの枠内のみご記入ください

対象エレベーターの概要	
名称（号機等）	〇〇マンション 1号機エレベーター
種別	<input checked="" type="checkbox"/> ロープ式エレベーター（ <input checked="" type="checkbox"/> 機械室あり <input type="checkbox"/> 機械室なし） <input type="checkbox"/> 油圧式エレベーター <input type="checkbox"/> その他（ ）
積載量	900 kg（最大定員 13 人）
定格速度	90 m/min
停止階（停止階の面積の合計）	共同住宅： 1 階 ～ 11 階（2135.75 m ² ） 共同住宅以外： 階 ～ 階（ m ² ）
確認済証	平成 21 年 9 月 8 日 第 〇〇〇〇 号
検査済証	平成 22 年 2 月 1 日 第 〇〇〇〇 号

工事工程	
工事開始予定日	令和 4 年 9 月 1 日
工事完了予定日	令和 5 年 1 月 15 日

防災対策の改修の概要	
第2条該当項目	改修内容（該当する項目にチェック）
(1) P波感知型地震時管制運転装置の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 今回改修工事実施 <input type="checkbox"/> 既に適合済
(2) 主要機器の耐震補強措置	<input checked="" type="checkbox"/> 今回改修工事実施 <input type="checkbox"/> 既に適合済
(3) 戸開走行保護装置の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 今回改修工事実施 <input type="checkbox"/> 既に適合済
(4) 釣合おもりの脱落防止措置	<input checked="" type="checkbox"/> 今回改修工事実施 <input type="checkbox"/> 既に適合済
(5) 主要な支持部分の耐震化	<input checked="" type="checkbox"/> 今回改修工事実施 <input type="checkbox"/> 既に適合済
(6) リスタート運転機能の追加	<input type="checkbox"/> 今回改修工事実施
(7) 自動診断・仮復旧運転機能の追加	<input type="checkbox"/> 今回改修工事実施

第1号の2様式（第6条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

（申請者が法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

住 所 大阪市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

氏 名 〇〇マンション管理組合

大阪 太郎

大阪市エレベーター防災対策改修補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、大阪市エレベーター防災対策改修補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助事業の名称	大阪市エレベーター防災対策改修補助事業	
補助事業の対象となる建築物の所在地	大阪市 〇〇区〇〇 〇丁目〇〇-〇〇	
目的及び内容	エレベーターの安全性の確保を図ることをもって、公共福祉に寄与することを目的とする。	
補助事業の予定期間	着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付を受けようとする補助金の額（※）	金 2,731,000	円
算出基礎	事業計画書（費用）参照	
添付書類	事前協議書の写し	契約日から支払い完了日までの目安を記入してください

（※）事業計画書（費用）の交付申請額を記入してください。

大阪市長

(申請者が法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)

住 所 大阪市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

氏 名 〇〇マンション管理組合
大阪 太郎

交付決定通知書の日付・番号を記入してください

大阪市エレベーター防災対策改修補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け 第〇〇号にて交付決定のあつた下記事業について、その実績を報告します。

記

上段には交付申請書の着手予定日を、下段には契約日を記入してください

補助事業の名称	大阪市エレベーター防災対策改修補助事業		
補助事業の対象となる建築物の所在地	大阪市 〇〇区〇〇 〇丁目〇〇-〇〇		
補助事業の実施期間	着手日 (契約日)	(交付申請時) (実績内容)	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
	完了日 (支払日)	(交付申請時) (実績内容)	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
補助金交付決定変更承認通知書の交付日及び交付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日	第 〇〇 号	
補助金交付決定変更承認通知書の交付日及び交付番号	年 月 日	第 号	
交付を受けようとする補助金の額	(決定内容) (実績内容)	2,731,000 2,731,000	円 円
添付書類	・補助事業の実施状況がわかる書類 ・防災対策の改修工事に係る契約書及びの写し ・その他市長が必要と認める書類 ()		

上段には交付申請書の完了予定日を、下段には領収書の日付を記入してください

書
号

変更承認を行っている場合、変更承認通知書の交付日と番号を記入してください

大阪市長

(申請者が法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)

住 所 大阪市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

氏 名 〇〇マンション管理組合
大阪 太郎

大阪市エレベーター防災対策改修補助金交付請求書

下記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

記

補助事業の名称	大阪市エレベーター防災対策改修補助事業
補助事業の対象となる建築物の所在地	大阪市 〇〇区〇〇 〇丁目〇〇-〇
補助金の請求金額	金 2,731,000 円
補助金額確定通知の交付日及び交付番号	令和4年 〇月 〇日付け 第 〇〇 号

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号		指定口座	
-------	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称	〇〇銀行	支店名称	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ 口座名義	〇〇〇〇マンションカンリクミアイ		
	〇〇マンション管理組合		

本市記入欄

記載事項等照合先 (契約番号等)	報	コード	支出命令番号
業務区分	<input type="checkbox"/> 歳出		

【ご注意ください！】

代理受領を利用される場合は、代理受領者の振込先口座をご記入ください また、その際は受領委任状 (第 14 号の 2 様式) の提出が必要です